

◆ 令和3年10月補正予算等特別委員会

JR奈良駅周辺整備における物価変動(スライド)による
工事請負契約の一部変更について

令和2年7月20日に仮契約された「JR奈良駅南特定土地区画整理事業雨水調整池工事」の工事代金を、急激な物価変動により国が決めた契約書第25条第6項のインフレスライドを適用し、12,420,000円を補正予算で増額する議案に対して増額の内訳を質問。

内訳は、令和3年9月1日時点で主要な鋼材類である生コンクリートが約11%、鉄筋が40%上昇しており、コンクリート工で5,154,000円、鉄筋工で7,190,000円、その他の労務費等で1,621,000円の増額になり、請負業者負担残工事の1%を差し引いた金額であった。

私はこの増額がなぜ契約書第25条第5項の単品スライドではなく、第6項のインフレスライドで適用されたのか疑問に思った。

第25条第5項とは、特別な要因により主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動が生じた際に適用される。例えば、大規模な災害発生に伴う資材需要の急増や、協同組合の販売価格の大幅な変動があった場合など。

第6項については、予期することのできない特別な事情によって、請負代金額が著しく不相当となった場合である。

どちらも公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号)においては、公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成・確保されるための適正な利潤が確保されるよう市場実態等を的確に反映し、適正に予定価格を設定することが発注者の責務とされていることからであるが、この第5項と第6項には大きな違いがあり、第5項は原材料を仕入日、第6項は基準日を起点に残工事分の原材料を納品日で計算されるということである。

民間工事などでは、工事請負契約を締結すれば工期中に物価の上昇があったとしても請負金額での施工や事前に資材等の購入や在庫確保等を講じて履行されるものであり、施主には負担が強いられないのが通常ではないのか。

鋼材類などを納品するためには事前に発注されているものと思われ、その時点の単価を採用するのではなく納品日の単価で積算するものであり、仮に安価で発注されたものの差額を市が負担することになるのではないのか。

今回契約は令和2年9月にされており、令和3年9月1日の単価で計算し9月以降に納品されていることから、このように仕入日ではなく納品日で増額を算定する方法は市民の大切な血税を一企業の利益に支払われることになりかねず、適正

な利潤が確保されるよう市場実態等を的確に反映して適正に予定価格を設定することが発注者の責務とされていることに反するのではないかと考える。

このインフレスライドは国が決めた政策で、確かに急激な物価上昇による請負業者の負担を軽減させることは良い事だとは思いますが、当初の利益以上の利益を請負業者が得る可能性がある仕組みは間違っておりこの政策の欠点であると考え、県や国に本市から算定基準を納品日ではなく仕入日に変更、是正していただけるよう意見を述べた。



◆ 令和3年10月臨時議会

奈良市新斎苑債権放棄議案

4日間の議案審査特別委員会で審議が尽くされ、本会議にて賛成6反対32の反対多数で仲川市長のみの債権放棄議案が否決された。

私たち日本維新の会奈良市議団は、当初より算定価格の3.3倍もの価格で用地買収することに反対しており、また、裁判において故意または過失があったと判決が下った以上、このような債権放棄の議案自体にも反対した。

この議案の否決を受け本市は、仲川市長と元地権者2人に対して大阪高等裁判所の判決通り損害賠償請求をする事になる。

本市議会は最高裁の判決を重く受け止め司法の判決に背く事なく議決したことは、今後の公共用地買収に対して一定の指標を示す事になったのではないかと思います。

新斎苑の建設は誰もが望んでいた事であるが、そもそも本当にこの場所で良かったのか、他に候補地は無かったのか。

誰もが自分の住んでいる地域に火葬場が来るのは嫌なものであるが、それを受け入れてもらえるように頭を下げ説得するのも大事、候補地になった地域の住民も頭から反対するのではなく話を聞く耳を持つ事も大事、今後もこのような問題が起こると思われるが、全ての市民が住み良い奈良市になるように考え、話し合い、奈良市に住んで良かったと思ってもらえる行政を目指していかなければならないと改めて思う。

